

ハイ!! こちら 相談室

次々に3つのクレジット契約



相談内容

- (1) 20歳の誕生日を迎え2カ月がたったある日、見知らぬ人から自宅に電話があり、ファーストフードに呼び出された。指定された場所に行くと、クラブ会員の入会とビデオソフトの購入を勧められ、64万円のクレジット契約をした。
- (2) クレジットの支払いが始まって間もなく、今度は職場に資格取得講座の電話勧誘があり、約35万円のクレジット契約をした。
- (3) その約1カ月後、違う資格取得講座の電話勧誘が職場にあり、曖昧な返事をしたところ、契約書面が届いた。契約書を返送しないでいたところ、業者から催促の電話があり、急いで契約書を返送してしまった。
- 3つとも解約したい。(20歳男性)

覚えておこう! クーリング・オフ

処理内容

(1)と(2)の2つの契約は、業者の勧誘が強引であったものの、

- ・相談者に購入の意志があったこと
 - ・クーリング・オフ期間が過ぎていたこと
- により解約は難しい相談です。

しかし、(3)の契約については、クーリング・オフ期間中でもあり、8日以内に契約解除通知を出すようにアドバイスし、解約することができました。

1. 契約書面を受け取った日から8日以内に手続きをする。
2. 解除通知の有無をめぐるトラブルを避けるためにも、内容証明郵便や簡易書留を利用することが賢明です。
3. ただし、クーリング・オフの適用にならないものもあります。詳しくは、県消費生活センター(☎0552-35-8455)へ

アドバイス

- 販売業者の話をうのみにするのは危険です。即答は避け、誰かに相談してから決めましょう。
- 口頭(電話)でも基本的には契約は成立します。曖昧な返事は避け、いらぬものは「必要ありません」とはっきり断りましょう。
- 一度契約すると、簡単には解約はできません。契約内容をしっかり確認してから、契約書面に署名、捺印をしましょう。

郵便はがき
□□□-□□

簡易書留 (簡)

株式会社×××
×××課 御中

契約の解除通知

契約申込の日、平成 年 月 日
買ったもの○○○○○
右契約の申込を撤回し
(または契約を解除)しますので
右通知いたします。

平成 年 月 日

住所 ○○○○
氏名 ○○○○

平成9年度

「消費生活基礎講座」

消費生活について興味をお持ちの方、関心のある方、是非ご参加ください。費用は、無料です。

日時 10月1日(水)
午後1時30分～

場所 ふるさと会館
3階 研修室

内容 「食生活」

よく知って よく学ぶ 食の知恵

講師

山梨県消費生活センター職員

問合せ 市民課 民生生活係

※次回は、11月28日を予定。
内容「購入時、ちょっと考えよう衣料品(衣料品の基礎知識)」です。

平成9年度 消費生活専門講座

電話で応募する場合

- 山梨県消費生活センター(担当:天野)
☎0552(33)3393(受付時間:午前9時～午後4時30分の間)
 - 山梨県消費生活センター地方相談室
☎0555(24)2694
- 住所、氏名、電話番号、受講希望テーマをお知らせください。

はがきで応募する場合

〒400 甲府市朝気一丁目2-2 山梨県消費生活センター

FAXで応募する場合

FAX 0552(35)1077

※住所、氏名、電話番号、受講希望テーマをお書きください。

主催 山梨県消費生活センター

開催場所(地域)	日時	テーマ	講師
富士女性センター (富士北麓・東部) 中央3-9-3 募集50名	9月19日(金) 午後1時30分～3時	ちょっと待ってその買い方 ～選ぶのはあなた～	山梨学院大学教授 佐藤芳宏さん
	9月30日(火) 午後1時30分～3時	あざやかに一品を添える ～冷凍食品を生かして～	(社)日本冷凍食品協会 間野百合子さん